



みんなの消防

マイタウン 地域の絆で火災ゼロ! - 入間東部地区事務組合防火標語 -

火災発生時は「煙」に要注意

火事で発生する煙には、人体に有毒な「一酸化炭素」が含まれています。一酸化炭素は、血液中で酸素を運搬する「ヘモグロビン」と強力に結合する力があり、これにより人体が酸素供給が受けられなくなると「一酸化炭素中毒」を発症します。人体のうち、特に脳は酸素不足に対して敏感で、軽度の一酸化炭素中毒でも頭痛やめまいを起し、重度の場合は数回の呼吸で意識を失い死に至ることもあります。

煙は、一般的に横方向には秒速30~80cmで広がります。この程度であれば煙より早く避難することが可能ですが、縦方向は秒速3~5mと非常に速く、階段やエレベーターなどでは煙から逃れることは困難です。

避難するときの3つのポイント

- 1** 煙を吸わないよう、ハンカチなどで口・鼻を覆う
- 2** 炎や煙が広がらないよう火災発生箇所の扉を閉める
- 3** 一度避難したら、絶対に戻らない

国民保護実働訓練の活動報告会を実施しました

令和4年11月10日に市民総合体育館および文化の杜公園で実施された「令和4年度埼玉県・富士見市国民保護実働訓練」に参加した救急隊員による活動報告会を1月11日・12日に実施しました。



報告会では、テロ事案対応における救急隊の活動内容が、現場指揮本部での救急指揮所担当や、トリアージポスト、応急救護所、搬送と多岐に渡るため、救急隊員の数が少数になる状況でも傷病者を適切に病院まで搬送する方法について多く議論されました。

今回の報告会で見つかった多くの課題を今後の訓練に反映し、実災害で円滑に救急活動を行えるように日々の訓練を積み重ねていきます。

■ 消防車や救急車の緊急走行へのご理解とご協力を

消防車や救急車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。自動車などの運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力ください。

道路交通法による緊急自動車が接近してきた場合の対応

交差点またはその付近の場合	交差点を避け、かつ、道路の左側に寄って一時停止しなければならない(一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合には、道路の右側)。
交差点またはその付近以外の場合	道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。

事業所の防火安全体制を確認しましょう

■ 防火安全体制の確認

年度始めの人事異動などで、防火・防災管理者や自衛消防の組織に変更がないか確認をしましょう。変更があった場合は、防火・防災管理者選任(解任)の届出と新しく選任した防火・防災管理者により、消防計画の作成届出が必要です。

■ 再講習の受講期限の確認

再講習の受講義務がある防火・防災管理者は、一定期間ごとに再講習を受講しましょう。人事異動などで防火・防災管理者が変わることの多いこの時期に、受講期限を確認してください。

甲種防火管理再講習は、収容人員300人以上の特定用途の防火対象物のうち、甲種防火管理者の選任が必要な事業所などで防火管理者に選任されている方に受講義務があります。

防災管理再講習は、防災管理者に選任されているすべての方に受講義務があります。

■ 新入社員などに対する防火・防災教育の推進

4月は、新入社員や人事異動者など、事業所の人事配置が大きく変わり、事業所の自衛消防活動の能力が低下してしまいがちです。事業所の安全・安心を守るために、新たな職場で働く従業員に対して、防火・防災教育を徹底し、実態に合わせて、自衛消防の組織を見直していくことが必要です。